小松島市暴力団等排除措置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，小松島市（以下「市」という。）が締結する売買，貸借，請負その他の契約（これらに関係する下請契約，再委任契約等を含む。以下「契約」という。）への，暴力団等の介入を排除する措置について，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　契約権者　小松島市契約規則（昭和４９年小松島市規則第１６号。以下「規則」という。）に規定する契約権者をいう。

(2)　入札参加資格　市が発注する公共事業等に関する地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４に規定する一般競争入札の参加資格及び同施行令第１６７条の１１に規定する指名競争入札の参加資格をいう。

(3)　下請負人等　下請負人（下請が数次にわたるときは，すべての下請人を含む。），受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人又は受任者が下請負契約又は再委任契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。

(4)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(5)　暴力団員　暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(6)　不当介入　暴力団，暴力団員等からの不当な要求又は業務妨害等の行為をいう。

（排除措置）

第３条　契約権者は，入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が，別表に掲げる措置要件に該当すると認めるときは，第17条に規定する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て，同表に定める期間，当該入札参加資格者を市が行う契約から排除する措置（以下「入札参加排除措置」という。）を行うものとする。

２　前項の規定は，入札参加排除措置を受けた者を構成員とする共同企業体にも適用する。

（一般競争入札等からの排除措置）

第４条　契約権者は，市有財産の処分等においては，別表第１項から第５項に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる者について，入札参加資格を認めてはならない。この場合において，別表中「入札参加資格者」とあるのは，「入札参加希望者」と読み替えるものとする。

２　契約権者は，一般競争入札（前項に規定する場合を除く。）を行う場合においては，入札参加排除措置を受けた者について，入札参加資格を認めてはならない。

３　契約権者は，落札者が契約締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは，入札参加資格を欠く入札として無効とし，当該落札を取り消すものとする。

４　前３項の規定は，市が行うせり売りの場合に準用する。

（指名競争入札からの排除）

第５条　契約権者は，公共事業等の指名競争入札を行うに当たり，入札参加排除措置を受けた者を指名してはならない。

２　契約権者は，指名を受けた者が契約締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは，当該指名を取り消すものとする。

（随意契約からの排除）
第６条　契約権者は，入札参加排除措置を受けた者又は別表措置要件に該当する者（以下「排除対象者」という。）として警察から情報提供があった者（入札参加資格者以外の者を含む。）を随意契約の相手方としてはならない。

（下請負人等からの排除）
第７条　契約権者は，入札参加排除措置を受けた者又は排除対象者として警察から情報提供があった者（入札参加資格者以外の者を含む。）が下請負人等となることを承認してはならない。

（排除措置の解除）
第８条　契約権者は，入札参加排除措置を行った日から別表に定める排除期間を経過した後において，当該入札参加排除措置を受けた者から解除の申し出があり，別表のいずれの措置要件にも該当しないと認める場合は，審査委員会の審査を経て，当該入札参加排除措置を解除するものとする。
２　前項の場合において，契約権者は，当該入札参加排除措置を受けた者に対し，別表のいずれの措置要件にも該当しないことを明らかにする資料の提出を求めることができる。

（通知）
第９条　契約権者は，入札参加排除措置を講じたとき及び前条の規定により排除措置を解除したときは，遅滞なく当該入札参加排除措置を受けた者にその旨を通知するものとする。第４条第３項又は第５条第２項の規定により落札又は指名を取り消したときも，同様とする。

（公表）
第１０条　契約権者は，入札参加排除措置を講じたとき及び第８条の規定により入札参加排除措置を解除したときは，これを公表するものとする。

（契約時の措置）
第１１条　契約権者は，契約に当たっては，契約の相手方に対し，排除対象者に該当しないことを明らかにさせ，かつ，将来にわたっても該当しないことを確約させるとともに，契約後に契約の相手方が排除対象者に該当することが判明したときは無催告で当該契約を解除できることを契約書又はこれに準ずる契約関係書類に明記するものとする。

（契約解除等）
第１２条　契約権者は，契約後に契約の相手方が排除対象者に該当することが判明したときは，契約条項に基づき，審査委員会の審議を経て，当該契約の解除等を行うものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）
第１３条　契約権者は，契約後に下請負人等が排除対象者に該当することが判明したときは，契約の相手方に対し，直ちに当該下請負人等との契約を解除し，又は契約を解除させるための措置を講じるよう求めなければならない。
２　契約の相手方において，下請負人等が排除対象者に該当することを知りながら契約し，若しくは契約を承認したとき，又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず，若しくは契約を解除させるための措置を講じないときは，契約権者は，審査委員会の審議を経て，契約の相手方との契約を解除するものとする。

（契約解除時の措置）

第１４条　契約権者は，第１２条又は前条第２項の規定に基づき契約の解除等を行ったときは，当該契約の相手方について，あわせて入札参加排除措置を講じるものとする。

（勧告措置等）

第１５条　契約権者は，この要綱の趣旨に照らし，必要があると認めるときは，審査委員会の審議を経て，入札参加資格者に対し，必要な措置を勧告し，又は注意を喚起することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第１６条　契約権者は，契約の相手方自ら又は下請負人等が不当介入を受けた場合は，契約の相手方に対し，これを拒否させ，又は下請負人等にこれを拒否するよう求めさせるとともに，速やかに不当介入の事実を契約権者に報告させ，警察への通報及び捜査上必要な協力を行わせるものとする。

２　契約権者は，契約の相手方が前項の規定に反して通報及び報告を怠った場合は，情状により，入札参加排除措置，指名停止措置，文書警告，口頭注意等の措置を講ずるものとする。

３　前項の規定による入札参加排除措置又は指名停止措置の期間は，当該認定をした日から，情状により，１月以上６月以内の間で定めるものとする。

（審査委員会）

第１７条　第３条に規定する排除措置についての審査等は，市が施行する建設工事，設計，調査に関する案件ついては小松島市建設工事等審査委員会において，それ以外の案件については小松島市物品購入等審査委員会において行うものとする。

（関係機関との連携）

第１８条　契約権者は，本要綱の運用に当たっては，警察等関係機関と連携するものとする。

附　則

１　この要綱は，平成２３年４月１日から施行し，同日以後に締結する契約から適用する。

２　小松島市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱は，廃止する。

３　この要綱の施行前に締結した契約については，小松島市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱は，この要綱の施行後も，なおその効力を有する。

別　表

<table>
<tr><th>措　置　要　件</th><th>期　　間</th></tr>
<tr><td>1　個人である入札参加資格者及び法人である入札　参加資格者の役員等が，暴力団員である場合又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められるとき。</td><td>当該認定をした日から２年を経過し，かつ，改善されたと認められるまで。</td></tr>
<tr><td>2　入札参加資格者及びその役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</td><td rowspan="6">当該認定をした日から１年を経過し，かつ，改善されたと認められるまで。</td></tr>
<tr><td>3　入札参加資格者及びその役員等が，暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると認められるとき。</td></tr>
<tr><td>4　入札参加資格者又はその役員等が，暴力団員であることを知りながら，これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</td></tr>
<tr><td>5　入札参加資格者又はその役員等が，暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</td></tr>
<tr><td>6　入札参加資格者又はその役員等が，下請契約，資材・原材料の購入契約その他の契約にあたり，その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず，第１項から第５項の規定に該当する者であると知りながら，当該契約を締結したと認められるとき。</td></tr>
<tr><td>7　入札参加資格者が，第15条に基づく勧告措置を受けた日から１年以内に再度勧告措置を受けたとき。</td></tr>
</table>